

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年11月8日（平成28年（行個）諮問第166号）

答申日：平成29年2月8日（平成28年度（行個）答申第169号）

事件名：本人に係る自賠責保険相談等処理票の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表に掲げる部分を除く部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が行った平成28年8月9日付け国総情政第131号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

特定年月日Fに国土交通省へ介護ヘルパーと共に相談に伺った際に対応した国土交通省職員より、黒塗りは全く無い書面を提供するとの回答を得たので、処分庁で行った原処分において不開示とした部分を含めた全部について開示されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めたものである。

(2) これを受けて、処分庁は、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、法14条7号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対して、原処分の取消しを求めて審査請求を提起したものである。

2 自動車損害賠償責任保険について

自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）5条により、自動車は、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）又は自動車損

害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならないこととされており、責任保険及び責任共済は、事故が発生した場合に、被害者保護の観点から被害者に対し適正な損害賠償を保障する目的のため設けられているところである。

また、国土交通省では、責任保険及び責任共済に係る相談業務を適正に行うために、様々な問合せ及び相談等の内容を把握し管理する目的で自賠責保険相談等処理票を作成しているところである。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件諮問に当たり、原処分の妥当性について検討した結果は次のとおりである。

(1) 処分庁は、審査請求人より「自賠責保険業務以外の行政業務管理は金融庁であることについて、特定年月Aより本紙到達までの電話アドバイスの個人情報全部」についての保有個人情報開示請求書を特定年月日Cに受付けた。

(2) 原処分については、審査請求人が開示を求めている自賠責保険相談等処理票には、国の機関が行う自動車損害賠償責任保険に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれていることから、法14条7号柱書きに該当し、当該部分を不開示とする一部不開示と判断したところであり、法18条1項に基づく「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」を特定年月日D付で送付し、特定年月日Eに審査請求人に到達した。

なお、黒塗りは全く無い書面を提供すると回答を得た旨の申立てについては、審査請求人の相談に対応した部署から、特定年月日Fの来庁の際、そのような回答をした事実はない旨を確認しております。

4 結論

以上のことから、原処分は妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月5日 審議
- ④ 平成29年1月16日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年2月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

(1) 本件開示請求は、別紙の1に掲げる保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分が法14条7号柱書きに該当すると判断した理由等を改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人に関する特記事項や申立区分等を開示することは、国土交通省担当者が評価した審査請求人個人の属性を開示することとなるため、当該情報の開示を前提にした場合、国土交通省として審査請求人を評価した内容について、自賠償保険相談等処理票に記載することが困難になる。

イ 事案の概要及び対応内容を開示することは、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された損害保険会社等の報告内容を明らかにすることとなるため、当該情報の開示を前提にした場合、損害保険会社等の協力が得られず、国土交通省において正確な事実の把握が困難になる。

ウ 損害保険会社等の担当者氏名を開示することは、個人情報を流出することとなるため、当該担当者に対する違法又は不当な行為を容易にするとともに、その行為の発見を困難にするおそれがあり、国土交通省において正確な事実の把握が困難になる。

(2) 以下、検討する。

ア 本件対象保有個人情報を見分すると、本件対象保有個人情報は審査請求人に係る1枚の自賠償保険相談等処理票に記載された情報であり、当該処理票は、大別すると、①受付年月日等の外形的事実を記載する受付年月日等欄、②相談者等の属性を記載する相談者等欄、③相談内容を端的に区分として示す種別欄、④申立内容に応じた区分を記載する申立区分欄、⑤事案の概要を端的に項目として記載する事案の概要欄、⑥書面交付を行ったのかどうかを記載する書面の交付または説明の有無欄、⑦国土交通大臣に対する申出の有無を記載する申出事案処理票欄、⑧相談等の要旨を記載する相談等の要旨欄、⑨相談等を受けた国土交通省の対応内容を記載する対応内容欄、⑩相談等を受け取った内容を記載する指示事項欄及び⑪相談者等への回答者等を記載する相談者等への回答・回答者欄に分かれることが認められ、これらの各欄は更に細かな記載項目により構成されていることが認められる。

また、これらのうち、原処分では、①、⑦、⑧及び⑩については全部開示され、その余は一部開示とされていることが認められる。

イ 諮問庁は、上記（１）のとおり、（ア）審査請求人に関する事項（上記アの②及び③）や申立区分（同④）等を開示することは、国土交通省担当者が評価した審査請求人個人の属性を開示することとなるため、当該情報の開示を前提にした場合、国土交通省として審査請求人を評価した内容について、自賠責保険相談等処理票に記載することが困難になる、（イ）事案の概要及び対応内容（同⑤、⑥及び⑨）を開示することは、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された損害保険会社等の報告内容を明らかにすることとなるため、当該情報の開示を前提にした場合、損害保険会社等の協力が得られず、国土交通省において正確な事実の把握が困難になる、（ウ）損害保険会社等の担当者氏名（同⑩）を開示することは、個人情報流出することとなるため、当該担当者に対する違法又は不当な行為を容易にするとともに、その行為の発見を困難にするおそれがあり、国土交通省において正確な事実の把握が困難になる旨説明する。

ウ しかしながら、②相談者等欄（同欄の上から４段目を除く。）、④申立区分欄及び⑤事案の概要欄については、空欄であるか、又は記載があっても、該当事実に基づき、事前に統計的な整理のために設定した項目にチェックをつけているものであり、国土交通省として審査請求人を評価した内容とまではいえず、上記イの諮問庁の説明は認められないので、開示すべきである。

また、⑥書面の交付または説明の有無欄及び⑨対応内容欄については、国土交通省において相談者である審査請求人に説明済みあるいは同人が当然に承知している内容であると認められることから、上記イの諮問庁の説明は認められないので、開示すべきである。

さらに、⑩指示事項欄には i) 国土交通省が連絡を取った損害保険会社名、ii) 連絡日及び iii) 損害保険会社等の担当者氏名が記載されているところ、i) 及び ii) については、開示すべきとする⑨対応内容欄の内容から明らかであるため、上記イの諮問庁の説明は認められないので、開示すべきである。

エ その余の②相談者等欄のうち上から４段目、③種別欄及び⑩指示事項欄のうち iii) 損害保険会社等の担当者氏名について検討すると、②相談者等欄のうち上から４段目及び③種別欄には国土交通省担当者が評価した審査請求人個人の詳細な属性が記載されており、これを公にした場合、審査請求人を評価した詳細な内容について、担当者が自賠責保険相談等処理票に記載することが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定し難い。

また、⑩指示事項欄のうちiii) 損害保険会社等の担当者氏名については、これを公にすると、損害保険会社等からの協力が得られず、国土交通省において正確な事実の把握が困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定し難い。

オ 以上のことから、②相談者等欄のうち上から4段目、③種別欄及び⑩指示事項欄のうちiii) 損害保険会社等の担当者氏名については、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当であるが、その余の部分は、これらを公にしても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同号柱書きに該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表に掲げる部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、その余の部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求保有個人情報

自賠償保険業務以外の行政業務管理は金融庁であることについて、特定年月 A より本紙（保有個人情報開示請求書）到達までの電話アドバイスの個人情報全部

2 本件対象保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）

審査請求人本人に係る自賠償保険相談等処理表（特定年月日 B 受付分）

別表

	不開示とすべき部分
②	相談者等欄のうち上から4段目
③	種別欄
⑩	指示事項欄のうち損害保険会社等の担当者氏名